

平成 20 年 12 月 15 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「金融コングロマリット監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成 20 年 11 月 14 日付で公表された標記改正案に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以 上

項番	該当箇所	意見	理由等
1	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-4(1)</p>	<p>・一部オプトアウトの可否について、例えば、顧客が特定案件についてのみグループ会社間情報共有に限ってオプトアウトの権利を行使することが可能か(例えば、M&amp;A案件などにおいて)。</p> <p>・また、オプトアウト権利が行使された当該案件情報を適切に隔離管理した場合、当該顧客のその他非公開情報については従前通り共有が認められると考えてよいか。</p>	<p>オプトアウト権利行使に当たっては、グループ会社との全顧客情報授受を禁止する場合だけでなく、個別案件別に情報共有を禁止する顧客ニーズに対応するため。</p>
2	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-3-4(2)</p>	<p>・「銀行及び金融商品取引業者において、…情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている」とあるが、業務方法書への記載が求められるのはあくまでも「金融商品取引業者」と、「登録金融機関である銀行」であるため、修正をお願いしたい。</p> <p>・「内部管理に関する業務」とは、金商業者等向け監督指針IV-3-1-4(3)における「内部管理業務等」と同義との理解でよいか。</p>	<p>・登録金融機関ではない銀行には、当該業務方法書への記載義務がないため。</p> <p>・明確化のため。</p>
3	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5</p>	<p>・「顧客の利益の保護のための体制整備」は、金商業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3と同様、「利益相反管理体制の整備」を意味するとの理解でよいか。</p> <p>・この場合、利益相反管理は、銀行法(第13条の3の2)に定められている「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講ずるとの観点から求められると考えられるが、顧客の利益を不当に害する利益相反とはいかなるものを想定しているのか。</p> <p>・利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。 上記理解が正しい場合、主要行等向けの総合的な監督指針において、かかる旨の記載をお願いしたい。</p> <p>・顧客には、金融機関は含まれないという理解でよいか。例えば、インターバンク市場取引の相手方、振込決済取引の相手方、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントにとっての参加金融機関といったものは、顧客には該当しないと考えるよいか。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・管理すべき対象顧客の範囲を明確化するため。 なお、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントについては、①アレンジャーは、借入人の依頼・委託に基づくものであり、参加貸付人とは直接契約関係にないことから、借入人が「顧客」であって参加貸付人は「顧客」ではない、②エージェントは、参加貸付人の代理人の関係があるが、通常ローン契約では、両者は当該役務手数料の授受関係になく、また、その義務を機械的・非裁量的なものに限定しており、他行の保全まで責任を負わないものとしているなど、基本的には有害な利益相反が生じるものではない、と考えられる。</p>

4	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-1</p>	<p>・子金融機関等に係る利益相反管理態勢については、①当該子金融機関等内の利益相反、②当該子金融機関等と特定金融商品取引業者等（あるいは銀行）の間の利益相反、③子金融機関等との利益相反のそれぞれについて、業務内容、規模・特性のほか、出資関係や業務上の接点、レピュテーションリスク発生時の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。</p> <p>・銀行等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えてよいか。</p> <p>・「レピュテーション・リスク」の定義は明確化されていないが、金商業者等向け監督指針IV-1-3(1)における「レピュテーション・リスク」と同義か。また、金商業者等向け監督指針では、「レピュテーション・リスクが顕在化するおそれに留意した経営管理が行われることが望ましい」となっている一方で、主要行等向け指針では、「レピュテーション・リスクについても配慮する必要がある」となっているが、業態ごとに、レピュテーション・リスクに配慮すべき程度に差があるということか。</p> <p>・本項目で言う(利益相反管理)「態勢」と、法律上の文言の(顧客の利益の保護のための)「体制」を書き分けている趣旨は何か。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・金商業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3(1)と同様の考え方が適用されることの明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p>
5	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(1)①</p>	<p>「あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
6	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(2)①</p>	<p>・ここでは「適切な」情報遮断となっているが、金商業者等向けの総合的な監督指針でのIV-1-3(3)①で示されている「厳格な」情報遮断とは遮断の水準に差はあるということか。</p> <p>・「利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等」とあるが、当該部門内に内部管理を行う者を置くことができるとの理解でよいか。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p>
7	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(2)②</p>	<p>取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る(部門・エンティティ間等の)協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰(どの属性の役職員)が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということをおあらかじめ定めておくことを意味するとの理解でよいか。また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合(例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる(またはそのおそれがある)ことの認識に基づき、これを謝絶するような場合)については、そのようなプロセスを定めておくことまで求められているものではないとの理解でよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>

8	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(2)③</p>	<p>・「書面等の方法により開示」とあるが、開示の方法については、書面に限らず、顧客の属性、利益相反の程度、取引の内容等に応じて選択が可能であるとの理解でよいか。 また、適切な説明であることを前提とすれば、口頭による説明も可能であることの明記をお願いしたい。</p> <p>・「当該取引を行う理由」とは、当該取引を行うにあたっての「利益相反管理の方法」に関する説明を行うという理解でよいか。</p> <p>・「書面等の方法により」は「開示」のみにかかっており、「顧客の同意」にはかかっていないという理解でよいか。</p> <p>・「顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、当該取引を行う理由等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で・・・」との記載を文字通り実行した場合、銀行は、取引の有無も含めて顧客の同意なしに顧客の非公開情報を第三者に開示してはならないとされている守秘義務に反する可能性があるが、この点はどのように考えるべきか。 また、顧客と個別に締結した守秘義務契約により、第三者への情報開示が禁止される場合には、他の顧客に利益相反の内容を開示することが困難になると思われるが、この点はどのように考えるべきか。当該項目の末尾には、「また、利益相反事実の顧客への開示は、守秘義務に十分留意し、合理的かつ適切な内容となっているか」といった文言を追加すべきではないか。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。「当該取引を行う理由」とは、ビジネス上の採り上げ理由とも解され得るため。また、本留意事項が銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第2号二に係るものとすれば、ここにいう「当該取引」とは、同条第3項の「対象取引」を意味するものと思われ、その場合、顧客に対して開示できる内容は、守秘義務等の観点から、当該「対象取引」の採り上げ理由そのものとはなり得ず、「利益相反管理の方法」と考えることが適切であると思われるため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・守秘義務の観点から明確化するため。</p>
9	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(3)①</p>	<p>・「利益相反管理統括部署」は、規制対象会社である「銀行」や「銀行持株会社」にその設置が求められるものであって、「子金融機関等」や「親金融機関等」における設置が求められているものではないとの理解でよいか。</p> <p>・「利益相反を管理・統括する部署」については、「利益相反を管理・統括する者」であることも許容されたとの理解でよいか。</p> <p>・「利益相反を管理・統括する部署」は、営業部門からの独立性が確保されるなど、本項記載の機能を果たせる部署であれば、リーガル・コンプライアンス部門と兼ねても構わないか。</p> <p>・利益相反管理統括部署については、内部管理業務を銀行持株会社等において一元化し統括管理することは可能か。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・金商業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3(4)①と同様の考え方が適用されることの明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・利益相反管理統括部署が、特にその「親金融機関等」の取引を含めて、利益相反管理に必要な情報を集約する場合には、銀行持株会社等の立場で一元管理することが効率的であるため。</p>

10	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(3)③</p>	<p>・利益相反管理統括部署に集約する「利益相反管理に必要な情報」とは、利益相反管理態勢の検証・整備に必要な情報を指し、個別案件における情報を指すものではないと考えてよいか。</p> <p>・利益相反管理統括部署が「その親金融機関等又は子金融機関等の・・・情報を集約し」となっているが、複数のグループ会社を跨ぐ利益相反管理を経営管理会社で行う場合、必ずしも、銀行の利益相反管理統括部署で親金融機関等の情報を集約し管理する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>・利益相反の類型に応じて、いわゆる「コントロールルーム方式」で管理する類型と、「ルール方式」で管理する類型(一定のルールを予め定め、当該ルールに則った管理方法を実施する類型)がある場合において、ルール方式で管理する類型に該当する個別の取引に関する情報が、利益相反管理統括者等に集約されなかったとしても、利益相反管理態勢の整備・検証は可能であるため。また、利益相反管理統括者等とは別にいわゆる「コントロールルーム」を設置することも想定され、その場合、個別の取引に関する情報は「コントロールルーム」に集約されたとしても、利益相反管理統括部署には集約されないこととなるため。</p> <p>・明確化のため。</p>
11	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(4)</p>	<p>利益相反の類型はさまざまなものがあるため、顧客向けに開示する方針に全てを記載できる訳でない。従って、この点は、「例示列挙」でよいとの理解か。</p>	<p>明確化のため。</p>
12	<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-5-2(4)②</p>	<p>公表すべき利益相反管理方針の概要について、「利益相反のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載内容でよいのか。</p>	<p>明確化のため。</p>

金融コングロマリット監督指針の一部改正案に対する意見

項番	該当箇所	意見	理由等
1	金融コングロマリット監督指針Ⅱ-3-8	<p>・「顧客の利益の保護のための体制整備」は、金商業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3と同様、「利益相反管理体制の整備」を意味するとの理解でよいか。</p> <p>・この場合、利益相反管理は、金融商品取引法や銀行法に定められている「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講ずるとの観点から求められると考えられるが、顧客の利益を不当に害する利益相反とはいかなるものを想定しているのか。</p> <p>・利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。 上記理解が正しい場合、金融コングロマリット監督指針において、かかる旨の記載をお願いしたい。</p> <p>・顧客には、金融機関は含まれないという理解でよいか。例えば、インターバンク市場取引の相手方、振込決済取引の相手方、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントにとっての参加金融機関といったものは、顧客には該当しないと考えるよいか。</p> <p>・利益相反管理態勢については、グループ内会社の業務内容、規模・特性のほか、グループ内会社間の出資関係や業務上の接点、レピュテーションリスク発生の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。</p> <p>・グループ内会社間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ内会社間での利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えてよいか。</p> <p>・「レピュテーションリスク」の定義は明確化されていないが、金商業者等向け監督指針Ⅳ-1-3(1)における「レピュテーションリスク」と同義か。また、金商業者等向け監督指針では、「レピュテーションリスクが顕在化するおそれに留意した経営管理が行われることが望ましい」となっている一方で、金融コングロマリット監督指針では、「レピュテーションリスクの観点についても配慮する必要がある」となっているが、レピュテーションリスクに配慮すべき程度に差があるということか。</p>	<p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・管理すべき対象顧客の範囲を明確化するため。 なお、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントについては、①アレンジャーは、借入人の依頼・委託に基づくものであり、参加貸付人とは直接契約関係にないことから、借入人が「顧客」であって参加貸付人は「顧客」ではない、②エージェントは、参加貸付人の代理人の関係があるが、通常ローン契約では、両者は当該役務手数料の授受関係になく、また、その義務を機械的・非裁量的なものに限定しており、他行の保全まで責任を負わないものとしているなど、基本的には有害な利益相反が生じるものではない、と考えられる。</p> <p>・明確化のため。</p> <p>・金商業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3(1)と同様の考え方が適用されることの明確化のため。</p> <p>・明確化のため。</p>

		・本項目で言う(利益相反管理)「態勢」と、法律上の文言の(顧客の利益の保護のための)「体制」を書き分けている趣旨は何か。	・明確化のため。
2	金融コングロマリット監督指針 II-3-8(1)①	「利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引をあらかじめ特定・類型化する」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいのか。	明確化のため。
3	金融コングロマリット監督指針 II-3-8(2)①	ここでは「適切な」情報遮断となっているが、金商業者等向けの総合的な監督指針でのIV-1-3(3)①で示されている「厳格な」情報遮断とは遮断の水準に差はあるということか。	明確化のため。
4	金融コングロマリット監督指針 II-3-8(2)②	取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る(部門・エンティティ間等の)協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰(どの属性の役職員)が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということをおあらかじめ決めておくことを意味するとの理解でよいのか。また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合(例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる(またはそのおそれがある)ことの認識に基づき、これを謝絶するような場合)については、そのようなプロセスを定めておくことまで求められているものではないとの理解でよいのか。	明確化のため。
5	金融コングロマリット監督指針 II-3-8(2)③	・「原因等」とは、当該取引を行うにあたっての「利益相反管理の方法」に関する説明を行うという理解でよいのか。また、主要行向けの総合的な監督指針V-5-2(2)③には、「当該取引を行う理由等」とあるが、両者は同義と考えるべきか。  ・「顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、原因等を明確かつ公正に開示した上で・・・」との記載を文字通り実行した場合、取引の有無も含めて顧客の同意なしに顧客の非公開情報を第三者に開示してはならないとされている守秘義務に反する可能性があるが、この点はどのように考えるべきか。 また、顧客と個別に締結した守秘義務契約により、第三者への情報開示が禁止される場合には、他の顧客に利益相反の内容を開示することが困難になると思われるが、この点はどのように考えるべきか。当該項目の末尾には、「また、利益相反事実の顧客への開示は、守秘義務に十分留意し、合理的かつ適切な内容となっているか」といった文言を追加すべきではないか。	・明確化のため。  ・守秘義務の観点から明確化するため。
6	金融コングロマリット監督指針 II-3-8(3)	利益相反の類型はさまざまなものがあるため、顧客向けに開示する方針に全てを記載できる訳でない。従って、この点は、「例示列挙」でよいとの理解か。	明確化のため。

7	金融コングロマリット監督指針 Ⅱ-3-8(3)②	公表すべき利益相反管理方針の概要について、利益相反の種類、管理体制、管理方法、管理対象の範囲等は「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載内容でよいのか。	明確化のため。
8	金融コングロマリット監督指針 Ⅱ-3-8(4)①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利益相反を管理・統括する部署」については、「利益相反を管理・統括する者」であることも許容されるとの理解でよいか。</li> <li>・「利益相反を管理・統括する部署」は、営業部門からの独立性が確保されるなど、本項記載の機能を果たせる部署であれば、リーガル・コンプライアンス部門と兼ねても構わないか。</li> <li>・「利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか」とされているが、子銀行等が顧客と個別に締結した守秘義務契約により、経営管理会社を含めて第三者への情報開示が禁止される場合にまで、経営管理会社で一元管理する必要はないという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金商業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3(4)①と同様の考え方が適用されることの明確化のため。</li> <li>・明確化のため。</li> <li>・明確化のため。</li> </ul>